

本巢市公示第13号

史跡船来山古墳群基本設計業務について、公募型プロポーザルを実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

本巢市長藤原勉

プロポーザルに付する事項

1 業務概要

- (1) 業務名 史跡船来山古墳群基本設計業務
- (2) 業務内容 史跡船来山古墳群基本設計業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月28日（木）まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。本プロポーザルに参加できる者は、単独企業とし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本巢市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「有資格者」という。）であること。
- (3) 公告の日から契約締結までの間に、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年本巢市訓令甲第19号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本巢市暴力団排除条例（平成24年本巢市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの統制下にあるものでないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 本業務を確実に履行できる技師（国史跡の整備基本設計業務等に関する主体的な実務経験を有する）を配置できること。遺跡、史跡整備のコンサルタントを実施することが出来ること。発掘調査後野ざらしのまま20年以上経過している古墳が多数あるため、石室の保存活用のための技師を配置することができること。過去10年間に国または地方公共団体が発注した本業務と同種の業務を受託し、完了した実績を一つ以上有していること。
- (9) 本業務を遂行するために主体的に委託業務を実施し、必要とされる専門的知識と経験を有する人材を確保し、本巢市が要請する場合のほか、必要に応じて業務遂行のための関係各課との調整及び検討を効率的かつ効果的に行うことが可能であること。
- (10) 必要に応じて早急な訪問対応が可能であること。

3 手続き等

- (1) 史跡船来山古墳群基本設計業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等の配布

①配布場所

実施要領、仕様書及び各種様式等は、本巢市ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。（<http://www.city.motosu.lg.jp/>）

(2) 参加表明書等の提出

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること)

提出期限令和5年4月21日(金) 17時まで

(3) 企画提案書等の提出

(2) の参加資格審査後、企画提案書の提出を要請された者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

提出先 担当部署

提出方法 持参又は郵送による。

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着すること)

提出期限令和5年4月27日(木) 17時まで

4 担当部署

本巣市教育委員会社会教育課

住所：〒501-0494

本巣市下真桑1000番地

電話：058-323-7764 (直通)

FAX：058-323-2964

メール：shakai-kyouiku@city.motosu.lg.jp

5 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (5) その他詳細については、実施要領等によるものとする。